

弁証法の基本法則の再検討

北 村 実

一

周知のように、唯物論的弁証法についての標準的といわれる解説では、弁証法の基本法則として、「対立物の統一と闘争の法則」(das Gesetz von der Einheit und dem Kampf der Gegensätze)、「量的変化から質的变化への転化の法則」(das Gesetz vom Umschlagen quantitativer in qualitative Veränderung)、「否定の否定の法則」(das Gesetz der Negation der Negation)がつけねにかかげられる。だが、上記の三法則をもって弁証法の基本法則とみなす通説には、何の疑問もないのだろうか。どうもそうではないように思われる。

ところで、最近ほぼ定着したように見えるこの通説は、

スターリン批判後のものである。哲学の分野で非スターリン化が開始された一九五〇年代の後半まで、ソ連哲学は弁証法理解の典拠をスターリンの『弁証法的唯物論と史的唯物論』(一九三八年)に求めてきたが、やがて始まったスターリン批判は彼の弁証法理解にもおよんだ。こうして、普遍的な発展観である弁証法をもっぱら「方法」としてしかとらえず、弁証法理解の矮小化をもたらした点がまず批判の俎上にのせられたが、これと連動して問題になったのがスターリンのまとめた「弁証法的方法の基本的特徴」の当否であった。

スターリンが「弁証法的方法の基本的特徴」としてあげたのは、次の四点である。

(a) 弁証法は、自然を、たがいに切りはなされ、

たがいに孤立し、たがいに独立した物や現象の偶然的集積とみなさず、物や現象がたがいに有機的に関連し、たがいに依存し、たがいに制約する、連関した統一ある全体と見る。

(b) 弁証法は、自然を、静止と不動、停滯と不変の状態とは見ずに、不断の運動と変化、不断の更新と発展の状態と見るのであって、そこではつねにある物が発生し発展しており、つねにある物が崩壊し、自己の生命をおわりつつある。

(c) 弁証法は、発展過程を量的変化が質的变化にみちびかない単純な成長過程とは見ずに、些細な、かくれた量的変化から明白な変化に、根本的变化に、質的变化に移行するような発展と見る。

(d) 弁証法は、自然物と自然現象とは内的矛盾が本来つきものであるということから出発している。なぜなら、それらすべては、その否定的な面と肯定的な面とをもち、その過去と未来とをもち、その生命を終わりとつあるものと発展しつつあるものを持つてゐるからであり、それらの対立物間の闘争、古いものと新しいものとのあいだの、生命を終わりとつあるものと発展しつつあるものとのあいだの闘争が、発展過程の内的内容、量的変化の質的变化への転化の内的内容⁽¹⁾をなすものである、ということから出発している。

以上の四点をスターリンが「弁証法的方法の基本的特徴」としてかかげ、他の諸特徴を省略してしまったことがその後のソ連における弁証法研究にどんなに甚大な否定的影響をもたらしたかは、およそ想像がつくであろう。もともと弁証法の基本的特徴は前記の四点に限定されるものではない。レーニン⁽²⁾は『哲学ノート』のなかで「弁証法の諸要素」として十六の諸要素を列記しているが、これとくらべるならスターリンの単純化の行きすぎがいやでも浮び上がってこないわけにはいかない。スターリンがレーニンの「弁証法の諸要素」を知らなかったということはありえないから、おそらくスターリン自身は弁証法の豊富な諸特徴のうちもっとも重要なものを摘記しようと考えたのだろう。だが、スターリンに対する「個人崇拜」は彼の言説の絶対化を生み出し、自主的な創造的探求の芽をこごとく摘みとってしまう結果となった。スターリンの絶対的權威に対する批判と創造的探求の試みは、一九五六年のソ連共産党第二〇回党大会で公然

(41) 弁証法の基本法則の再検討

としたスターリン批判が開始される以前から、正確にいえば、スターリンの死の翌年にあたる一九五四年からすでに始まっていた。一九五四年に出版されたアレクサンドロフの『弁証法的唯物論』はまだスターリンの『弁証法的唯物論と史的唯物論』に従っていたが、これに対する批評のうちにスターリンに対する最初の批判があらわれた。

スターリンの『弁証法的唯物論と史的唯物論』では、まず初めに「弁証法的方法」の四つの基本的特徴が述べられ、次いで「マルクス主義哲学」の三つの基本的特徴が述べられるという構成になっている。一九三八年以降に書かれた哲学教程はすべてこの叙述の順序に従ってきた。アレクサンドロフの教程も例外ではなかった。ところが、アレクサンドロフの新著への批評として、この構成に対する異議が表明されはじめた。それは、弁証法的方法の問題に先立って、まずマルクス主義の哲学的唯物論が述べられなければならない、なぜなら「物質的世界に固有のものを前もって説明しておかなければ、物質的世界の研究方法を説明することはできない」からである、という反対意見であるが、多くの評者もこれに賛意を表

した。

ベ・ケドロフは、さらに一歩進んで、教程はスターリンの弁証法に関する四基本命題と唯物論に関する三基本命題から解放されなくてはならない、なぜなら弁証法的唯物論の一連の本質的問題、たとえば「否定の否定の法則」がここには位置づけられていないから、という批判を打ち出し、「否定の否定の法則」の再評価の先鞭をつけた。⁽³⁾ また多くの論者が、弁証法の種々のカテゴリーを独立の章で取り扱うことを提議した。一九三八年以前の時期には、弁証法の諸カテゴリーは独立の章で取り扱われていたが、「個人崇拜」の時代になると、スターリンの命題のどれかにはめこんだ形でしか取り扱われなかった。⁽⁴⁾

このように、哲学の領域ではすでに一九五四年からスターリン教条主義からの解放と自主性・創造性の回復をめざす模索が始まっていたが、五六年のいわゆる「スターリン批判」によって一挙に促進された。一九五八年にソ連科学アカデミー哲学研究所の集団著作として出版された『マルクス主義哲学の基礎』(邦訳『哲学教程』)は、はじめに「弁証法的方法の特徴」を述べてから「哲学的

唯物論の特徴」に入るといった根本的欠陥を克服しただけでなく、とくに弁証法に関しては、弁証法の「基本的特徴」ではなく弁証法の「基本法則」と一連のカテゴリーとを体系的に展開している。このとき登場した弁証法の基本法則が「量的変化の質的变化への移行の法則」、「対立物の統一と闘争の法則」、「否定の否定の法則」の三法則であって、今日の通説の起源はここにあるといっている⁽⁵⁾。

スターリン教条化を克服するために、マルクス、エンゲルス、レーニンに立ちかえって再把握を試みる必要が強調されたのは、きわめて当然であった。弁証法についても同様の見地から、エンゲルスの『自然の弁証法』が注目され、弁証法の基本法則に関するエンゲルスの所説が重視されるようになった。エンゲルスは、弁証法の諸法則が「要点では三つの法則に帰着する」として、「量から質への、またその逆の転化の法則」(das Gesetz des Umschlagens von Quantität in Qualität und umgekehrt)、「対立物の相互浸透の法則」(das Gesetz von der Durchdringung der Gegensätze)、「否定の否定の法則」(das Gesetz von der Negation der Negation)をあげ、

この三法則はすべて観念論的な仕方ではあるが、ヘーゲルによって展開された、と記していた⁽⁶⁾。

エンゲルスのこの所説をもとにして、ソ連の哲学者は弁証法の基本法則に関する新しい定式化を試みたのであるが、その際に一つの大きな改変がくわえられた。一見してわかるように、エンゲルスの「対立物の相互浸透の法則」が「対立物の統一と闘争の法則」といいかえられている。ソ連の哲学者はたんなる表現上の改変にすぎないと考えているようだが、後述するように、これは内容上の改変にもつながっているように思われる。

これに関して、「相互浸透」という一般になじみにくい用語を使わずに、レーニンの用語法にしたがい、これを「対立物の統一」および「対立物の闘争」と表現しなおしたほうがよい、との説明がなされているが、事はそれほど単純ではない。エンゲルスの『自然の弁証法』を読むことのできなかつたレーニンが「相互浸透」に考慮を払わなかったとしても、無理はない。「弁証法は簡単にいえば対立物の統一の学説と規定することができる。これによって弁証法の核心はつかまれるであろうが、しかしこれは説明を要する⁽⁸⁾」とレーニンがいうとき、これ

(43) 弁証法の基本法則の再検討

はたしてエンゲルスのいう「対立物の相互浸透の法則」と等価であろうか。弁証法の基本法則の一つとして位置づけられた後者より、前者のほうがもっと包括的であるように思われる。

一九三八年以前の一時期、レーニンにならって「対立物の統一」を弁証法の核心として重視する論調がみられた。⁽⁹⁾ たしかに、レーニンは弁証法を「対立物の統一」という見地から把握しようとつとめている。「対立物の同一（おそらく対立物の『統一』というほうが正しいのではないか？ もっとも同一と統一という術語の区別は、ここではとくに重要ではないが、ある意味では両者とも正しい）とは、自然（精神も社会もふくめて）のすべての現象と過程のうちに、矛盾した、たがいに排除しあう、対立した諸傾向を承認すること（発見すること）である。世界のすべての過程を、その『自己運動』において、その自発的な発展において、その生き生きとした生命において認識する条件は、それらを対立物の統一として認識することである。発展は対立物の『闘争』である⁽¹⁰⁾」というレーニンの有名な一文は、弁証法の包括的な把握をめざしたものだといえよう。

なお、これから出て、弁証法の核心を「対立物の闘争」におく見解も生じた。スターリンが「基本的特徴」の第四として「対立物の闘争」をあげ、「対立物の統一」に言及しなかったのは、その典型といえる。スターリンの死の翌年に、若干のソ連の哲学者に対して、彼らが「対立物の統一と闘争」という定式から「統一」を落としていくとの非難が何度もくわえられているところを見ると、今日の「対立物の統一と闘争」という表現そのものがスターリン批判の産物といってもさしつかえなからう。⁽¹¹⁾

こうして、弁証法の基本法則に関する今日の通説が成立した。弁証法についての標準的な解説は、いずれもこれを踏襲している。もっとも、一部には三基本法則を軸にした弁証法理解に対して、レーニンの「弁証法の諸要素」を素材にもっと多面的に把握しなせうという新しい試みの提唱も行なわれているが、大勢を占めるにはいっていない。

弁証法の基本法則に関する現在の通説は、すでに二十年の歴史を持つにいたったが、いろいろの問題を含んでいるように思われる。まず最大の問題点はエンゲルスの

いう基本法則との関係である。現在の通説がエンゲルスに由来すると主張するのであれば、どうもそれはエンゲルスの誤読から生まれたもののように思われる。

- (1) スターリン『弁証法的唯物論と史的唯物論』（国民文庫）、九八—一〇三ページ。引用者による要約。
- (2) *Voprosy filosofii*, 1954, 5, s. 199
- (3) B. M. Kedrov, *Voprosy filosofii*, 1954, 4, s. 202
- (4) *Voprosy filosofii*, 1954, 4, s. 203; 5, s. 199
- (5) 三法則の順序について、「対立物の統一と闘争の法則」がもっとも重要であるから最初におくべきだという主張がある。
- (6) 『自然の弁証法』（国民文庫）、第一冊、六四ページ。
- (7) ソ連だけでなく、東ドイツでも同様である。「対立物の統一と『闘争』の結合が解きたいので、エンゲルスは対立物の交互的な『相互浸透』を口にしてゐる」。G. Bartsch/Klimaszewsky: *Materialistische Dialektik*, Dietz, S. 102
- (8) 『哲学ノート』（国民文庫）、上、一九一ページ。
- (9) たとえば、ルッポル『レーニン主義と哲学』（一九二八年）、ワインシュタイン『ヘーゲル、マルクス、レーニン』（一九三〇年）、全連邦戦闘的唯物弁証法論者協会本部『ヘーゲル百年忌に寄せて』（一九三二年）は、いずれも「弁証法のコルネとしての対立物の統一のカテゴリー」とい

う表現をとっている。

- (10) 『哲学ノート』（国民文庫）、下、三二六—三二七ページ。
- (11) *Voprosy filosofii*, 1954, 3, s. 181; 1954, 4, s. 205
- (12) 東ドイツの表記は、かならず *Das Gesetz von der Einheit und dem „Kampf“ der Gegensätze* 、「闘争にカッポを付している。その理由は、『闘争』が社会生活における『矛盾』から転義した『暗喩的表現』であって、自然現象の場合には転義した意味でのみ使われるからである」とする。Bartsch/Klimaszewsky: *Materialistische Dialektik*, S. 113

二

前節で指摘したように、弁証法の基本法則として今日ほぼ定着している三法則は、エンゲルスのあげた三法則と完全に符合するものではない。というのは、エンゲルスは三法則をヘーゲル論理学と対応させて特徴づけているからである。『自然の弁証法』のあの有名な一節で、エンゲルスは三法則を列挙したあと、「この三法則は、すべてヘーゲルによって彼の観念論的な仕方、たんなる思考法則として展開された。すなわち、最初の法則（量から質への、またその逆の転化の法則）は、論理学

の第一部有論で展開され、第二の法則（対立物の相互浸透の法則）は、ヘーゲルの論理学のうちでもっとも重要な第二部本質論の全体を占めており、最後に第三の法則（否定の否定の法則）は、全体系の構成に対する根本法則としての役割を演じている」（カッコ内、引用者）といっている。このエンゲルスの言葉に十分留意しないと、三法則を正しく理解することができなくなるであろう。

というのは、よく知られているように、ヘーゲル論理学の第一部「有論」は「移行」（Übergang）を、第二部「本質論」は「相関性」（Relativität）を、第三部「概念論」は「発展」（Entwicklung）を主題としているからである。したがって、エンゲルスのいう弁証法の三法則をこれと対応させるなら、第一法則は「移行」を、第二法則は「相関性」を、第三法則は「発展」を内容としている、ということになってくる。これは三法則の正しい理解にとって重要な鍵といえよう。

なお、これと関連させて考慮に入れなければならないエンゲルスの別の一文が同じ『自然の弁証法』のなかにある。それは、ばらの紙に書きつけられていたメモである。前出のもの（一八七九年執筆）と同じ第四の束に入

っていたこのメモ（一八七八年八月執筆）は、現在普及している版では「全体の構成計画」と題されて巻頭に収められている有名なものであるが、そこにエンゲルスの次のような言葉が記されている。「全体的連関に関する科学としての弁証法。主要法則、量と質との転化——両極的対立の相互浸透とそれが極点にまで推し進められたさいの、相互転化——矛盾による発展または否定の否定、発展の螺旋形式⁽²⁾」。

さて、ほぼ同じ時期に執筆された両者を総合してみると、エンゲルスの真意が明確になってくる。この視点に立ってエンゲルスと今日の通説とを対比してみれば、最初の法則「量から質への転化」に関しては理解の相違は存在しないが、あとの二法則の理解については大きな相違の介在していることがただちに判明してこよう。

エンゲルスが「対立物の相互浸透の法則」で念頭においているのは、ヘーゲル論理学の「本質論」で展開されているような相関的対立の相互依存・相互制約・相互作用の事態にはかならない。エンゲルスの「両極的対立」（die polaren Gegensätze）という厳密な表現が何よりもそのことを雄弁に語っている。「両極的対立」という

のは、本質と現象、内容と形式、可能性と現実性、必然性と偶然性、原因と結果のような弁証法の重要なカテゴリーを始め、上と下、右と左、父と子、善と悪、光と闇等々のような相関概念のことである。

もともと Polarität (両極性あるいは分極性) という概念は、シェリングが電磁気の極から着想を得て自分の自然哲学に導入したものであった。ヘーゲルも「本質論」でこの概念の意義に言及し、次のようにいっている。

「磁石の北極は南極なしには存在しえず、南極は北極なしには存在しえない。磁石を切断すれば、一片には北極が、他方には南極があるというようなことはない。同様に電気においても、陽電気と陰電気とは独立に存在する別々の流動体ではない。一般に対立においては、区別されたものは自己に対してたんにある、他物を持つのではない、自己に固有の他者を持つのである」⁽³⁾と。

エンゲルスもまた両極性に注目したヘーゲルを評価し、『自然の弁証法』で再三言及している。エンゲルスが「一般に、両極的対立はすべてのこの対立する両極相互の相互作用を前提としている」⁽⁴⁾といっているように、両極的対立は発展の原動力としての対立Ⅱ矛盾と同じでは

ない。相互作用を前提とする前者と異なっており、非両立性の特徴とする後者は相互排斥を前提にしている。

したがって、エンゲルスが「対立物の相互浸透」のより厳密な表現にあたって、対立一般ではなく「両極的」対立とわざわざ限定したのは、発展の原動力としての対立Ⅱ矛盾との混同を避けようとの配慮からではなからうか。エンゲルスが発展の問題を第二ではなく、第三の「矛盾による発展または否定の否定」で扱おうとしていることも、この推測を裏づける間接の証拠といえよう。ともあれ、エンゲルスが「両極的」対立を正確に把握したうえで、その相互浸透を弁証法の基本法則としてかかげたことは疑う余地がない。

以上のところからすでに明らかにしたように、「対立物の統一と闘争の法則」とエンゲルスの「対立物の相互浸透の法則」とは同じではない。なぜなら、前者が発展の原動力にかかわる法則であるのに対し、後者は関連性を内容とする法則だからである。この相違を無視して、両者を同一視することは許されない。だが、長い間両者は表現上異なるにすぎず、内容的にはほぼ同一であるとみなされてきた。⁽⁵⁾この誤りはいをもって克服されてい

い。どうしてもだれもこの誤りに気づかないのか不思議に思われるかも知れないが、それはこの誤りをもたらしている真の原因を見逃しているからである。この誤りのものは、弁証法的矛盾と相関との区別を自覚していない点にある。

しかも、ヘーゲル以来弁証法的矛盾も相関も広く「対立」(Gegensatz)と総称されていることが、事態をなおいっそう複雑にしている。アリストテレスによると、アンティケイメナ(antikeimena)といわれているのは、「矛盾する判断、反対のもの、相対関係にあるもの、欠除と所有、生成や消滅の始まりと終りなど」である、⁽⁶⁾という。近代の「対立」概念もこれを受けついで、諸種の「対立」を包括している。ミュンヘン大学のロブコヴィチは、諸種の「対立」を区別して、人間—非人間、黒—非黒といった矛盾的对立(kontradiktorischer Gegensatz)、人間—動物、黒—白といった反対的对立(konträrer Gegensatz)、「父と子、原因と結果といった相関的对立(relativer Gegensatz)」、「所有—欠如、健康—病氣といった欠如的对立(privater Gegensatz)」、「北極—南極、内容と形式といった両極的对立(polarer Gegensatz)」の五

種類に分類している。⁽⁷⁾

ロブコヴィチの分類は、唯物論者にとっても有益である。弁証法でいう矛盾はここで反対的对立と呼ばれているものであって、矛盾の反対ではない。反対的对立は現実的な抗争となるが、矛盾的对立は論理上の矛盾である。なお、ここで相関的对立と両極的对立とが区別されているのには、それなりの理由がある。両極的对立とは現実に一つの実在の全体を形成している場合であって、たとえば、一つの芸術作品を形成している形式と内容とがこれにあたる。この場合、内容を欠いた形式も、形式を欠いた内容もありえない。これに対して、相関的对立は相互前提の関係であって、たとえば、父は子に対して父であるが、子がいなければ父ではなく、たんに四十代の成人にすぎないというような場合がこれにあたる。しかし、両極的对立と相関的对立との区別はかならずしも必要ではなからう。

上記の分類と照応させてみれば、「対立物の相互浸透」と「対立物の統一と闘争」とが同一でないことはやはり明白である。エンゲルスが「対立物の相互浸透の法則」の対象としているのは、相関的对立や両極的对立、欠如

的対立にはかならない。他方、「対立物の統一と闘争の法則」は反対的対立を対象としている。⁽⁸⁾この両者の混同は、弁証法の基本法則の理解を大きく歪め、「対立物の相互浸透の法則」で取り扱われるべき弁証法の諸カテゴリーを不当に閉め出し、それらを基本法則の付属物の地位に落としめる結果となった。

と同時に、この混同は「否定の否定の法則」にも甚大な影響をおよぼさないわけにはいかなかった。エンゲルスによれば、そもそも発展の問題は第三法則「矛盾による発展または否定の否定」で扱われるべきものであった。ところが、「対立物の統一と闘争」が発展を対象とする法則として導入されたため、「否定の否定」は本来の積極的な内容を前者にうばわれてしまい、弁証法的否定と発展の特殊な形式に関する法則としてわずかに命脈を保つはかなくなった。その結果、しばしば基本法則としての資格と重要性を問われたり、また法則としての普遍性を疑われたりする破目になった。

スターリンが『弁証法的唯物論と史的唯物論』で「否定の否定」を「基本的特徴」としてあげなかったのも、前記のような背景があったからであろう。スターリン批

判に関連して、ソ連哲学で「否定の否定の法則」の再評価・再確認が行われ、それなりの理論的深化と精緻化がはかられている。だが、それにもかかわらず、いまなお他の二法則とくらべて「否定の否定」の理論的意義が疑問視されるのは、やはり三法則全体の理解に根本的な誤りがあるからといえるのではなからうか。

(1) 『自然の弁証法』(国民文庫)、第一冊、六四ページ。

(2) 『自然の弁証法』(国民文庫)、第一冊、七ページ。なお現在の著作集では、ゲダンケンシュトリヒのところがすべて改行になっており、最後の「発展の螺旋形式」も同様の扱いになっている (Marx/Engels: Werke, Bd. 20, S. 307)。旧メガでは、原稿にしたがって、改行していない (MEGA, S. 685)。ただし、最後のところに、ゲダンケンシュトリヒが入っているが、原稿の写真では入っていない。これは解釈にかかわる相違である。

(3) 『小論理学』(岩波文庫)、下、三一ページ。

(4) 『自然の弁証法』(国民文庫)、第一冊、七七ページ。

(5) シロフ・ヤンコフスキー『唯物弁証法教科書』。また、永田広志『唯物弁証法講話』では、「対立物の交互浸透(統一と闘争)」とか、「対立物の統一、又は対立物の交互浸透の法則」とかの表記がみられる。一九三三年に書かれた本書は、「哲学におけるレーニンの段階」が提唱されていた時期のソ連哲学の直接の影響を記録しているといえ

よう。

(6) 『形而上学』(岩波文庫) 上、一七八ページ。

(7) N. Lobkowitz: *Widerspruch in: Marxismus im Systemvergleich, Ideologie und Philosophie* 3, S. 238 f.

(8) 岩崎允胤氏は宮原将平氏との共著『科学的認識の理論』(大月書店)のなかで、対立の二様を区別したうえで、両方を一括して「対立物の統一」と呼ぶことを提案している。また「対立物の相互滲透」が「対立物の闘争」と同一でないことを指摘している。一七九ページ以下。

三

「否定の否定の法則」は、弁証法の三基本法則のなかでもっとも論議と疑問を招いてきたものである。この法則の性格と意義をめぐってマルクス主義哲学の内外から出される種々の疑問は、結局、「否定の否定の法則」が二様の意義を同時に包含していることに起因しているように思われる。「否定の否定の法則」の一つの意義は、弁証法における否定が「発展の契機としての否定」(ヘーゲル)であることを明らかにしている点にある、といわれる。だが、それならなんにも「否定の否定の法則」という必要はなく、たんに「否定の法則」でかまわない、

という疑問が出てくる。ヘーゲルの「三分法」(Triade)を否定する以上、「否定の否定」という呼称は不適切であるという意見も、以前からある。これとやらんで、もう一つの意義は、発展が複雑な形態、すなわち、たんに直線的にはなく、螺旋状の形態をとって行われることを明らかにしている点にある、といわれる。これに對して、たしかに発展がこのような形態をとってなされる場合もあるが、しかしすべての場合がそうとはいえない、という疑問が出てくる。この法則の普遍性に対しては、くりかえし疑問が出されている。

ソ連の哲学者たちがこれらの疑問に対して積極的な解答を試み、それによって、「否定の否定の法則」の理解をそれなりに深化させ、前進させた点は評価しなければならぬが、しかし弁証法の三基本法則に関する通説的理解にとどまっているかぎり、問題の完全な解決は望めないだろう。もっと根本から「否定の否定の法則」を再検討して見る必要がある。

「否定の否定の法則」は、変転の歴史を持っている。エンゲルスは『反デュリング論』で一章をこれにあて、その意義を論じ、「否定の否定の法則は、自然と歴史のな

かでも、またこの法則がついに認識されるまではわれわれの頭脳のなかでも、無意識的に行われてきたものであって、それをヘーゲルがはじめてするどく定式化したものにすぎない」と述べている。⁽¹⁾だが、ここで積極的な意義をもつとエンゲルスが評価している「否定の否定」は、もはやヘーゲル弁証法に特有の「肯定」(の否定)→「反肯定」(の否定、つまり最初の「否定」の否定)→「総合」という「三分法」と一体のものではない。エンゲルスのいう「否定の否定」は、種子の「否定の否定」の結果として、種子の改良が行われるとか、「地質学の全体は、否定された否定の系列、古い岩層の破壊と新しい岩層の堆積とがつぎつぎとおこってくる系列である」とかいった場合なのである。⁽²⁾これから明らかのように、エンゲルスの理解する「否定の否定」とは実質的には「発展」と同義である。だから、『自然の弁証法』で「矛盾による発展または否定の否定」という明確な規定がなされているのである。

だが、レーニンになると、事情が異なってくる。彼のあげた弁証法の十六の諸要素のうち、この法則に言及しているのは、「(13) 低い段階の一定の特徴、性質、等々

の高い段階における反復、および (14) 古いものへの外見上の復帰(否定の否定)⁽³⁾」である。これで見ると、レーニンは「否定の否定」をエンゲルスよりも狭く限定した意味で理解していることは確かである。「カール・マルクス」でも、レーニンは「すでに経過した諸段階をくりかえしているように見えるが、しかし以前とは違ったふうに、いっそう高い基礎のうえにそれをくりかえす発展(否定の否定)、直線的に行われるのではなしに、いわば螺旋状に行われる発展」と述べているが、⁽⁴⁾これから明らかのように、レーニンの理解する「否定の否定」はむしろエンゲルスのいう「発展の螺旋形式」(Spirale Form der Entwicklung)に相当するとみなしてよい。

エンゲルスの『自然の弁証法』に収められた有名なメモ(「全体の構成計画」)で、三法則に続いて記されている「発展の螺旋形式」が独立した基本法則なのか、それとも第三法則の補足なのかについては、議論の分れるところであるが、たまたま目にした原稿の写真では軍配は後者に上げられるように思う。これだけが証拠ではないが、エンゲルスが「発展の螺旋形式」を「否定の否定」に含めて理解していたことは間違いないだろう。

『反デューリング論』の「否定の否定」の章でも、これを裏づけるような主張に出会う。「古い唯物論は観念論によって否定された。しかし哲学がさらに発展していくにつれて、観念論もまた維持できないようになり、現代唯物論によって否定された。この否定の否定たる現代唯物論は、古い唯物論のたんなる復旧ではなく、古い唯物論の基礎をひきつづき残しながら、さらに哲学および自然科学の二千年にわたる発展と、この二千年間の歴史そのものとの全思想をつくくわえるものである」とエンゲルスは記しているが、これはレーニンの意味での「否定の否定」に相当する。

エンゲルス自身が明確に述べているわけではないが、一連の議論を整理してみると、「発展の螺旋形式」という意味での狭義の「否定の否定」は、広義の「否定の否定」すなわち「否定」による発展の特殊な場合と考えられているのではなからうか。いずれにせよ、この広狭二義の「否定の否定」の関係をエンゲルス自身が明確にしておかなかったために、今日なおこれをめぐる論議がたえないのであるが、「否定の否定」を狭義にのみ理解し、広義のほうの「発展の契機としての否定」すなわち弁証

法的否定は発展の問題として理解していくことも一見識である。この見地からすれば、レーニンが「弁証法の諸要素」のなかで「発展」の項目を「関連」に次ぐ最上位に位置づけながら、狭義の「否定の否定」をもっとも下位に位置づけたのも、あながち不当ではなからう。

このように、エンゲルスとレーニンとのあいだには「否定の否定」の理解について若干のずれがあったが、初期のソ連哲学ではこのことはほとんど問題にならなかったようである。ところで、ソ連において、三〇年前後に、政治上のレーニン主義の提唱に呼応して、「哲学におけるレーニン主義」のキャンペーンが強力に展開され、レーニンをたんなる「実践家」「政治家」としてでなく「理論家」「哲学者」として評価すること、「哲学におけるレーニンの段階」を承認することが主張された。この先頭に立ったのがスターリンであるが、この時期から彼の『弁証法的唯物論と史的唯物論』の聖典視が始まる一九三八年までは、もちろん「否定の否定」は市民権を持っていた。だが、レーニンの段階の強調によって、どちらかといえば「否定の否定」もレーニンの意味で理解される傾向が強かったのではなからうか。

一九三八年以降、ソ連の哲学界では「否定の否定の法則」が市民権を失なうことになるが、これに関連したエピソードとして興味を引くのは、ローゼンタール・ユージン編の『哲学辞典』における「否定の否定」の取り扱いの変化である。三九年と四〇年の版では、「否定の否定」が発展の螺旋的形式をいいあらわす法則とされていたが、第四版になると、法則としては消滅し、ただその内容だけが述べられるにすぎなくなった、という⁽⁶⁾。

スターリン批判後、「否定の否定の法則」が「復権」することになるが、この法則の性格と意義をどう把握するかという点になると、かならずしもコンセンサスは存在していなかった。一九五六年頃から「否定の否定」をめぐる論議が交わされ、まもなくこれを主題とした一連の単行本や論文があらわれるようになった。ソ連哲学界の「否定の否定」をめぐる論議の問題点を整理してみると、次の二点にしばることができよう。まず第一は、「否定の否定」のもつ広狭二義をどう理解するかという問題である。第二は、弁証法の他の二基本法則に対して「否定の否定の法則」はどのような関係にあるか、どのような役割を分担しているか、という問題である。これ

らは、いずれも従来から種々の疑問を呼びおこしてきたものである。

まず「否定の否定」の二義をどう理解するかという問題についてであるが、この点について、ヴォロヴィヨフは、レーニンの意味での「否定の否定」、すなわち、すでに経過した段階のより高い基礎のうえでの反復こそこの法則の本質であり、本来のものであり、弁証法的否定は「螺旋形」の個々の線分にすぎない、と主張している。

したがって、彼の場合には、レーニンの意味での「否定の否定」のほうが広義とされる⁽⁷⁾。もちろん、このような見解とならんで、弁証法的否定と発展の螺旋形式とを何の説明もくわえずに並列させている見解も少なくない。とくに、東ドイツでは多く見られる。

次に、「否定の否定の法則」と弁証法の他の二基本法則とはどういう関係にあるかという問題についてであるが、この点について、「否定の否定の法則」再評価の口火を切ったベ・ケドロフは、「対立物の統一と闘争の法則」をいわば「微分的」な性格、「否定の否定の法則」をいわば「積分的」な性格と特徴づけている⁽⁸⁾。これはユニークな見解といえるが、これに対してもっとも標準的

な見解は、次のようである。「量的変化から質的变化への転化の法則」は発展の形態を、すなわち発展がどのように行われるかを、「対立物の統一と闘争の法則」は発展の原動力を、すなわちどうして発展が起こるかを、「否定の否定の法則」は発展の傾向と方向を、すなわち発展がどこへ向うかを、それぞれ明らかにしている、という見解である。⁽⁹⁾これと基本的にはほぼ同様といえるが、一九六七年の『哲学エントクロペディア』には、「対立物の統一と闘争の法則」および「量的変化から質的变化への移行の法則」が発展のメカニズムを述べているのに対し、「否定の否定の法則」は発展のいわば構造を表現している、という説明がみられる。⁽¹⁰⁾

しかし、以上の諸見解はいずれも弁証法の三基本法則に関する通説的理解を前提にしたものである。したがって、「対立物の統一と闘争の法則」との関係が根本的に再検討されないかぎり、どうしても「否定の否定の法則」が従属的・補足的存在にならざるをえないのは当然である。すでに述べたように、エンゲルスの念頭にあった「否定の否定の法則」は「矛盾による発展または否定の否定」を内容とするものであった。ところが、エンゲ

ルスにはなかった「対立物の統一と闘争の法則」の登場によって、「否定の否定の法則」の本来の積極的内容が前者へ移されてしまい、他の二基本法則とくらべると重要性の一段劣った法則に事実上格下げされてしまう破目になった。⁽¹¹⁾と同時に、「対立物の統一と闘争の法則」がエンゲルス本来の「対立物の相互浸透の法則」にとって代ったため、弁証法にとってきわめて重要な相関性の問題が基本法則から閉め出される結果となり、弁証法のカテゴリーとして別に取り上げる以外に方法がなくなってしまうのである。

このような欠陥は、弁証法の理解に対して大きなマイナスをもたらしているように思う。弁証法の三基本法則の理解に関しては、スタドリン批判後に打ち出され、現在ほぼ通説として定着したかに見える「対立物の統一と闘争」、「量的変化から質的变化への転化」、「否定の否定」という定式化よりも、エンゲルスの構想した「量と質との転化」、「両極的対立の相互浸透」、「矛盾による発展または否定の否定」のほうがはるかに包括的であり、整合的である。弁証法のより多面的な、より豊かな理解を可能にするために、今日の通説を打破して、エンゲルスに立

ちかえることがとりあえず必要であろう。もとよりエンゲルスも完全ではありえない。⁽¹²⁾だから、エンゲルスの理解に復帰することで万事解決するわけではない。しかし、ヘーゲルをふまえたエンゲルスの理解のほうが現在の通説的理解より妥当性をもっていることは認めないわけにはいかないだろう。

- (1) 『反デューリング論』(国民文庫)、上、二二〇ページ。
- (2) 前掲書、二二二—二二三ページ。
- (3) 『哲学ノート』(国民文庫)、一九一ページ。
- (4) 「カール・マルクス」(国民文庫『マルクス・エンゲルス・マルクス主義』第一冊)、二二二ページ。
- (5) 『反デューリング論』(国民文庫)、上、二二五ページ。
- (6) Vorobjov: O sodržanii i formach zakona otricanija otricanija, Vestnik Leningradskogo Universiteta, 1956, 23, s. 58
- (7) 前掲論文 s. 62
- (8) 寺沢恒信『弁証法的論理学試験』(大月書店)、一六〇—一六一ページ。
- (9) 『マルクス・レーニン主義哲学の基礎』(邦訳『哲学教程』合同出版)、第二分冊、三七七—三七八ページ。
- (10) Isaev: Otricanija otricanija zakon, Filosofskaja enciklopedija, T. 4, 1967, s. 188—189

(11) エンゲルスは「否定の否定の法則」がヘーゲルにおいて「全体系の構成に対する根本法則としての役割を演じている」(『自然の弁証法』)として、この法則を最高のものとみなしている。『反デューリング論』でも、エンゲルスは同様の、たとえば「全体の核心としての否定の否定」というような言葉使いをしている。この場合の「否定の否定」が広義のものであることはいうまでもない。

(12) レーニンはエンゲルスと違って、「量の質への移行およびその逆の移行」を「弁証法の諸要素」の末尾におき、「たんに対立物の統一ばかりでなく、おのおのの規定、質、特徴、側面、性質のそれぞれの他のものへの(その対立物への?)移行」の一実例とみなしている。もしエンゲルスがこの法則をヘーゲル論理学の「有論」を代表する法則とみておいたら、それは少し無理である。「移行」を主題としている「有論」を代表するものは、もっと広く「移行」「転化」の一般的法則(その一事例が量から質への移行)であろう。といっても、「量から質への移行」がもっとも典型的であり、弁証法の生き生きとしたあらわれであることはいうまでもない。したがって、「量から質への移行のような移行の法則」という意味でなら、基本法則にふさわしいだろう。この点については、あらためて検討したい。

(早稲田大学助教授・一橋大学講師)